

第一回國會議院 運輸及び交通委員會會議錄 第二十号

昭和二十二年九月二十七日(土曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 宗義君 澤前田 郁君

井谷 正吉君 佐々木三君

重井 鹿治君 館 俊三君

橋 直治君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

山崎 岩男君 小笠原八十美君

岡村利右衛門君 田村 虎一君

高橋 英吉君 木下 榮君

出席國務大臣

運輸大臣 吉米地義三君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 加賀山之雄君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

本日の會議に付した事件

鐵道營業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第三四號)

道路運送法案(内閣提出)(第四七號)

船舶運賃會存続の件

○正木委員長 會議を開きます。

これより鐵道營業法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。

討論はこれを許します。井谷正吉君。

○井谷委員 この鐵道營業法の一部を改正する法律案は、今後運賃改正の際には國會の議決を経るべきでありますので、その審議の経過においては國民も

その大綱を知る餘裕が相當であると考えますから、これは最低限度七日まで短縮することができるとして、この法律案に對しまして、社會黨といたしましては全面的にこれを認めることにいたしております。

○正木委員長 原彪君。

○原彪委員 私はまだこの法案につきまして、民主黨を代表いたしましてこの鐵道營業法の一部を改正する法律案に賛意を表するものであります。

○正木委員長 前田郁君。

○前田郁委員 私は日本自由黨を代表いたしまして、この法律の改正に賛成いたします。この法律は七月の鐵道改正の時に、私どもが一般の國民から非常に非難を受けたところであります。政府がこれを今回改正されるに至つたことは喜ばしいことであるので、私どもは全面的に賛成をいたすのであります。しかしながら、この際この改正の場合にお願いしておきたいことは、公告期間というものはなるべく期間を長くいただいた方が、國民によくこれがわかるのであります。殊に運賃その他は國民經濟に非常な影響がありますので、七日というものはごく短い期間でございますから、私どもとしてはなるべくこれは長くして、努めて國民に知らしめるといふような方法をとつていただきたい、こう

考える次第であります。こういう意味をもちまして本案に賛成するものであります。

○正木委員長 木下榮君。

○木下委員 協同黨といたしましては適當の法案といたしまして賛成をいたします。

○正木委員長 討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。原案に賛成の諸君は起立を願います。

(議員起立)

○正木委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

衆議院規則第八十六條により委員會の付託事件について審査または調査を終りたるときは、議決の理由を付した報告書をつくり、委員長からこれを議長に提出することになつております。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○正木委員長 それではそのように取り計らいます。

○正木委員長 この際お諮りいたします。政府より船舶運賃會の存続延長に關する件について發言を求めておられますが、これを許すに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○正木委員長 それでは許します。速記を止めてください。

(速記中止)

○正木委員長 それでは速記をとりま

す。船舶運賃會の存続延長に關する件の政府より説明を聴取いたしましたのであります。本委員會としてはこの延長を了承することにいたして御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○正木委員長 ではさうに決めます。

お諮りいたします。午前中はこの程度とし、午後は一時より再開して道路運送法案の質疑を續行したいと存じます。午後は一時三十分休憩

午後二時十一分開議

○正木委員長 再開いたします。

これより道路運送法案を議題として質疑を續行いたします。前田郁君。

○前田郁委員 今回付議されました道路運送法案は非常に重大な法案であると思つてあります。政府より提出された法案を御覧を致しまして、諸制度の総合的整理、輸送秩序の確立という重大な問題でありまして、殊にこの問題は道路運送と言ひましても、自動車と輕車輛の二つがこの中に包含されているのであります。主として自動車に關する問題が多いと思はれるのであります。自動車事業としては、民營の自動車と國營の自動車の二つが日本の道路運送事業の重大な

る部門であると考えてございまして、實は前の委員會におきまして、木下榮君からいろいろお話があつたのであります。木下君は業界の大先輩でございます。しかも民營業者のある一部においては委員長をせられ、あるいは組合長をされておられる非常に重要な地位にある業界の女人であります。その理論も尊重すべきものがあると思つてあります。ゆえに木下君の御議論は、私どもは十分敬意を表して拜聴いたすのでございますが、前會における木下君の話を聴きますと、日本全國ほとんど省營自動車を希望しておるといふことでありまして、一部の政治家が國營自動車を實施してもらつたために、これを選舉運動にも利用しておるといふ話でございます。私どもは木下氏の立場は諒といたしますが、この點に對しましてまことに不愉快な考えをもつたような次第であります。日本全國からたくさん陳情書も参つておりますが、その中にもいろいろございまして、十數年間まつたく血みどろになつてこの運動のために働いている地方の人々も多いのでございまして、木下氏の言われるような、單に選舉運動の利用のためにやつておるといふような理論をもつて、これをいかに不純なもののごとくに言われることは、まことに心外にたえないところでございまして。殊に前會運輸大臣もその大體の方針とされまして鐵道の路線であるとか、それに先行するものであるとか、あるいは開發線であるとか、いふような

ものをやる方針であるということも述べられたのでありまして、日本のたゞいまの情勢からいきまして、そういう點において必要と思ふような路線が大分陳情されておるようにも思ふのでございませうから、この點を私どもは政府としては、業界の主張があるとか、あるいは地方民の單なる要求であるとかいふことではなく、ほんとうに國家といふ大局より見て、必要なる路線は著

一應承つておきたいと考えておる次第であります。

それから最後に今回の水害の問題につきましてでございますが、水害地において内務省は通信機關が破壊された場合に、無線電信あるいは無線電話をもつて自由に連絡を保つて復舊をやつたという話であります、しかるに鐵道の方ではそういう設備がないということでありませう。あるいは私の寡聞かもしれませんが、無線電信、無線電話の設備が運輸省の方にはない。運輸という事業は非常に重大な問題でございませうから、私どもはこれに對しても、政府としては相當な設備をして今後やつていくべきものではないかと考えておる次第であります。もしこういうもの

ますが、それらの要請に對しましては、よく實地を調査いたしました上で、大體二十三年度にはどうするかという方針を決定いたしましたと思ふのであります。まだその具體的な段階になつておりません。どうぞその點を惡しからず御了承を願います。

御注意の點でございませうが、自家用自動車につきましては、先日申上げました通り、現在營業用の自動車に比べまして、その數もかえつて多いような状態でございます。しかもこの自家用自動車につきましては、もちろん重要な營業の生産配給の仕事に使われておるはずでございますが、たまたま一部の自家用自動車につきましては、營業類似の行爲が行われておるからいふまでもないのであります。従いましてこの法律の實施にあたりましては、新しく自家用自動車の利用につきましての規定も設けられることに相なりますので、この立法の趣旨に基きまして、自家用車の營業類似の行爲を取締る考え方をございまして、自家用車がその本来自家用を認められた趣旨に従ひまして、その機能を發揮するといふ面につきましては、十分に考慮を拂つてまいりたいと思つております。現に重要物資の輸送につきまして、輸送證明の制度もとられております。また輸送の實績に應じて、ガソリンその他資材を配給するといふ制度もとられることになつておりますが、これらの實施にあたりましては、自家用車が真にこれらの物資を輸送するといふ場合におきましては、資材の裏づけなどにつきましても、營業車と同様に十分適切な考慮を拂つてまいらざるを得ないと思つております。なおまた自家用車が營業類似行爲をすることによりまして、全體の輸送の秩序を亂すといふことになりましますと、公益事業といたしまして、自動車の運送事業につきまして免許制度を布いておられます根本が崩れてくることになりまして、かえつて大局から見ますと、全般の

著これを實行していただきたいと思つておる。そこで私は本日運輸大臣に特別伺ひたいと思つておる。これは、二十三年度において國營自動車はどういう方針をもつてやられる所存であるか。また政府としてはどういふ計畫をもつておるかといふことを、私ども委員會として一應承つてみなければ、今後私どもが著手いたしますところの陳情問題の解決も、なか／＼むづかしいと思つておる。まして、ますこの點において私どもは大臣の所見を承りたいと思つておる。また、今後省營バスの問題であるとか、その他重大な問題は道路運送委員會に付議されることになると思つておる。そして、たゞいま地方におきましては運行せざる路線を許可されておるものが業界にたくさんありますが、そういうものはどういふふうな處置されるのであるか。やはり一つの利權としてこれをそのまま残していかれるのであるか。また今度は新しくこの委員會にかけられまして、今までの話は一遍御破算にして、眞に必要な、現在やつておるものとか、あるいはまさにやらんとおるものに限定されるのか、そういう點についても政府の御方針を

それからこれはあまり大きい問題でございませうが、自家用自動車の利用を禁止しておられます。たゞいま運送という面において非常に隘路がありまして、地方においても中央においても困つておるのであります。自家用トラックのようなものは現在一般にも相當利用されておるのではないかと思つておる。これに嚴罰を科するといふことも取締りの必要上ございませうけれども、むしろそれよりも、この際この窮況を打開する意味において、何とか利用の方法はないものか、こういう點においても少し進んだやり方はないものかと思つておる。どういふふうにしてこれを取締られるのか、その取締りのいかによつては、かえつて逆効果を來すのではないかと思ふ點もあるの

それから最後に今回の水害の問題につきましてでございますが、水害地において内務省は通信機關が破壊された場合に、無線電信あるいは無線電話をもつて自由に連絡を保つて復舊をやつたという話であります、しかるに鐵道の方ではそういう設備がないということでありませう。あるいは私の寡聞かもしれませんが、無線電信、無線電話の設備が運輸省の方にはない。運輸という事業は非常に重大な問題でございませうから、私どもはこれに對しても、政府としては相當な設備をして今後やつていくべきものではないかと考えておる次第であります。もしこういうもの

それが、それらの要請に對しましては、よく實地を調査いたしました上で、大體二十三年度にはどうするかという方針を決定いたしましたと思ふのであります。まだその具體的な段階になつておりません。どうぞその點を惡しからず御了承を願います。

自家用自動車につきましては、先日申上げました通り、現在營業用の自動車に比べまして、その數もかえつて多いような状態でございます。しかもこの自家用自動車につきましては、もちろん重要な營業の生産配給の仕事に使われておるはずでございますが、たまたま一部の自家用自動車につきましては、營業類似の行爲が行われておるからいふまでもないのであります。従いましてこの法律の實施にあたりましては、新しく自家用自動車の利用につきましての規定も設けられることに相なりますので、この立法の趣旨に基きまして、自家用車の營業類似の行爲を取締る考え方をございまして、自家用車がその本来自家用を認められた趣旨に従ひまして、その機能を發揮するといふ面につきましては、十分に考慮を拂つてまいりたいと思つております。現に重要物資の輸送につきまして、輸送證明の制度もとられております。また輸送の實績に應じて、ガソリンその他資材を配給するといふ制度もとられることになつておりますが、これらの實施にあたりましては、自家用車が真にこれらの物資を輸送するといふ場合におきましては、資材の裏づけなどにつきましても、營業車と同様に十分適切な考慮を拂つてまいらざるを得ないと思つております。なおまた自家用車が營業類似行爲をすることによりまして、全體の輸送の秩序を亂すといふことになりましますと、公益事業といたしまして、自動車の運送事業につきまして免許制度を布いておられます根本が崩れてくることになりまして、かえつて大局から見ますと、全般の

し、またこの事業に關係をしておられる方と申しますと、非常に範圍も廣くなつてくるんじゃないかと考えます。従いまして一應この點は條件といひましては除外する部類に掲げることをやめまして、各都道府縣知事が御推薦をくださいます場合に適當に御考慮をいただくということでお任せしたかどうかというふうにお考えお聞きでございます。この自動車運送事業に御關係をなすつていらつしやる方でも、場合によりまして公平な御意見を各都道府縣を代表してお述べになり得るような方々がありましたらならば、強いて規定の上では除外しなくても差支えないんじゃないかと、かように考へておりますが、これらの點につきましては都道府縣知事が御自由に御批判をいただく、こういう建前にいたした次第でございます。

○井谷委員 この知事の推薦が今の御説明によると一名ということになります。知事が一名の推薦ということはないか、むづかしいことじゃないかと思ふ。少くとも三名くらいにする必要がないかという意見をもつておりますか、いかがですか。

○郷野政府委員 委員の數の問題につきましては御意見は拜承いたしました。この點につきましては、私どももいろいろこれを研究いたしまする途上において考へてみたのでございますけれども、全體の構成をいたしまして一應各都府縣から一人ずつの委員を出していただく地方委員会をつくり、地方委員の委員長が中央の委員の委員になつていただくという構想が最も適當であるという結論に到達いたしました。私どももいたしましてはかように

にいたしたいと考へておるのであります。この點につきましてはなほいろいろ事情もございまして困難があると思ひますが、一應御意見は拜聴していただきます。

○正木委員長 田村虎一君。
○田村委員 私は大體皆さんの御質問でよろしゅうございませぬ。

○正木委員長 皆さんにお諮りいたしますが、本法案の總論的な質問はこれで打切つて、次會から逐條審議にいらつたと思ひますが、いかがですか……。

○館委員 ちよつと今の井谷氏の質問ですが、これについても一度お聞きしておきたいことは、こういうふうな地方の委員に業者がこの案で消えておるので、言いかえてみますと、消していか、置いていかという御判断に迷われたのじゃないかと思ふ。ここに運輸省内に兩論があるのじゃないかと思ひますが、今御返事によりまして、一名に限るといふ點も考慮したい。なおまた業者を入れるか入れないかという点についても再考したいというお話のように承つたのですが、そういうふうな承つてもいいのですか。

○郷野政府委員 私どもの考へといひましては、一應ただいま申し上げましたように、この委員の數につきましても原案でやらしていただきたいと思ひます。また自動車運送事業者を委員から除外するといふ考へ方についても、都道府縣知事にお任せするといふ意味合において、これを除外することにしないうようにさせていたいただきたいと考へております。

○館委員 いろいろ點が、これを政令の中に含めるといふことがどうかとい

り疑念が起る點でありまして、これが私の方でこの間から構成の要素、あるいは組織については、お伺いした理由なのであります。大體この前も申したように、今日の民間自動車業者といふものは、お氣の毒にも競争の結果によりまして、資材が集まらぬ、あるいは自動車そのものが集まらぬといふこともあつて、路線を獲得しておられるが、十分に地方の要望にこたへることができないという實情にありながら、十分に地方の要望にこたへることができないという實情にありながら、將來國運が回復して、業者として考慮しておるべき希望は、現状の状態では、とても地方民の要求にこたへるだけの形をとつておられないのであります。しかしそれでも、路線の上に限るといふことは少しも、言葉が過ぎるかもしれないが、そういう形が十分あつて、しかもその地方における業者の結合といふことも、政治力といふか、そういうものが都道府縣において十分に根を張つておる現在であります。それが今日の運輸省をして、自動車行政をどうするかという点について、この運輸委員会が一つの示唆を與えてもらいたいという田中政務次官の言葉にも關連して考へられることであつて、これはどうして自動車業者といふものは、原則がそれでも、もし入れなければならぬといふことならば、複數制にして、やはりこの委員は都道府縣の最高交通行政に携わる委員でありませぬから、これを複數制にして、はつきりと自動車業者、あるいは一般の利用者、あるいは中立委員といふふうにするか、そうしなければとても今までの自動車行政をこの委員の力において建て直すこと

は不可能ではないかと私は思ふ。そういうことからして、これは政令で定めなさい、はつきりと法文の中に制定する必要があるのではないかと考へられておつた。殊に政令案を見るに及んで、いよ／＼これではいけないという氣持をかえつて深くするものであります。政令で定めてもよろしいといふような理解をもつことができないか、という氣持がするものであります。この點は十分一考を要する點ではないか。私の意見を申し上げておきます。

○小笠原委員 ちよつと關連してこの自動車行政はきつめて重要な問題でありまして、今まで幾多の有益な御意見もあつたが、とにかく法律はいかなるつばな法律を設けられても、實際においてこれを運用するにあつて、資材關係、中でもゴムの關係、これの見透しがつかなければ、民間でやつても、あるいは運輸省が直營でやつても、これは解決がつかぬのであります。この見透しがどうなつているかということが重大な問題であります。現にあなた方が監督している工場のできる自動車なども、いかに配給したところで、タイヤがなく、スペアがなくて歩けないものを配給して、これは民間がどうの、あるいはあな方の省管自動車がどうのというふうな問題ではない。だれがやつてもできないような状態になつていふ關係がであります。殊にもう進んで政令のこまかいところまで考へて法案を出されていふのであります。これはいくら論議されても、あなた方がもてあまされ、委員の方の御指示を願いたいという氣分になることは、けだし當然だ

と思ふのであります。従つて今日は本會議もありまして、この次に總括的な問題に多少論議してみたい問題もあると思ふのであります。そこで次に逐條審議に移る前に、一應總括的質問を留保して、今日はこれで終りたいという希望をもつておりますから、どうぞ皆さんの御同意を得たいと思ひます。

○正木委員長 小笠原八十美君から總括的質問を留保するといふ條件で、一應總括質問を打切りたいという動議があつたのですが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○館委員 この次に逐條審議に移りながら、その條項がまた出てきますから、そこでまた總括的な質問を逐條に應じてやつていくということもどうかと思ひます。小笠原君の意見には異議はありませんか……。

○正木委員長 ほかにございませぬければ、本日をもつて總括的質問を一應終ります。では本日はこの程度で散會したいと思います。いかがですか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○正木委員長 それでは次會は二十九日、月曜午前十時とし、本日はこの程度で散會いたします。

〔參照〕
鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
一、議案の要旨及び目的
本改正法律案は、鐵道營業法第三條に、鐵道運賃その他の運送條件を加重する場合に、その實施前一箇月以上公告をしなければならぬと規定されている點につい

て、私どももいたしましてはかように

にいたしたいと考へておるのであります。

この點につきましてはなほいろいろ事情もございまして困難があると思ひますが、一應御意見は拜聴していただきます。

皆さんにお諮りいたしますが、本法案の總論的な質問はこれで打切つて、次會から逐條審議にいらつたと思ひますが、いかがですか……。

ちよつと今の井谷氏の質問ですが、これについても一度お聞きしておきたいことは、こういうふうな地方の委員に業者がこの案で消えておるので、言いかえてみますと、消していか、置いていかという御判断に迷われたのじゃないかと思ふ。ここに運輸省内に兩論があるのじゃないかと思ひますが、今御返事によりまして、一名に限るといふ點も考慮したい。なおまた業者を入れるか入れないかという点についても再考したいというお話のように承つたのですが、そういうふうな承つてもいいのですか。

私どもの考へといひましては、一應ただいま申し上げましたように、この委員の數につきましても原案でやらしていただきたいと思ひます。また自動車運送事業者を委員から除外するといふ考へ方についても、都道府縣知事にお任せするといふ意味合において、これを除外することにしないうようにさせていたいただきたいと考へております。

いろいろ點が、これを政令の中に含めるといふことがどうかとい

り疑念が起る點でありまして、これが私の方でこの間から構成の要素、あるいは組織については、お伺いした理由なのであります。大體この前も申したように、今日の民間自動車業者といふものは、お氣の毒にも競争の結果によりまして、資材が集まらぬ、あるいは自動車そのものが集まらぬといふこともあつて、路線を獲得しておられるが、十分に地方の要望にこたへることができないという實情にありながら、十分に地方の要望にこたへることができないという實情にありながら、將來國運が回復して、業者として考慮しておるべき希望は、現状の状態では、とても地方民の要求にこたへるだけの形をとつておられないのであります。しかしそれでも、路線の上に限るといふことは少しも、言葉が過ぎるかもしれないが、そういう形が十分あつて、しかもその地方における業者の結合といふことも、政治力といふか、そういうものが都道府縣において十分に根を張つておる現在であります。それが今日の運輸省をして、自動車行政をどうするかという点について、この運輸委員会が一つの示唆を與えてもらいたいという田中政務次官の言葉にも關連して考へられることであつて、これはどうして自動車業者といふものは、原則がそれでも、もし入れなければならぬといふことならば、複數制にして、やはりこの委員は都道府縣の最高交通行政に携わる委員でありませぬから、これを複數制にして、はつきりと自動車業者、あるいは一般の利用者、あるいは中立委員といふふうにするか、そうしなければとても今までの自動車行政をこの委員の力において建て直すこと

は不可能ではないかと私は思ふ。そういうことからして、これは政令で定めなさい、はつきりと法文の中に制定する必要があるのではないかと考へられておつた。殊に政令案を見るに及んで、いよ／＼これではいけないという氣持をかえつて深くするものであります。政令で定めてもよろしいといふような理解をもつことができないか、という氣持がするものであります。この點は十分一考を要する點ではないか。私の意見を申し上げておきます。

この自動車行政はきつめて重要な問題でありまして、今まで幾多の有益な御意見もあつたが、とにかく法律はいかなるつばな法律を設けられても、實際においてこれを運用するにあつて、資材關係、中でもゴムの關係、これの見透しがつかなければ、民間でやつても、あるいは運輸省が直營でやつても、これは解決がつかぬのであります。この見透しがどうなつているかということが重大な問題であります。現にあなた方が監督している工場のできる自動車なども、いかに配給したところで、タイヤがなく、スペアがなくて歩けないものを配給して、これは民間がどうの、あるいはあな方の省管自動車がどうのというふうな問題ではない。だれがやつてもできないような状態になつていふ關係がであります。殊にもう進んで政令のこまかいところまで考へて法案を出されていふのであります。これはいくら論議されても、あなた方がもてあまされ、委員の方の御指示を願いたいという氣分になることは、けだし當然だ

と思ふのであります。従つて今日は本會議もありまして、この次に總括的な問題に多少論議してみたい問題もあると思ふのであります。そこで次に逐條審議に移る前に、一應總括的質問を留保して、今日はこれで終りたいという希望をもつておりますから、どうぞ皆さんの御同意を得たいと思ひます。

小笠原八十美君から總括的質問を留保するといふ條件で、一應總括質問を打切りたいという動議があつたのですが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
館委員 この次に逐條審議に移りながら、その條項がまた出てきますから、そこでまた總括的な質問を逐條に應じてやつていくということもどうかと思ひます。小笠原君の意見には異議はありませんか……。

正木委員長 ほかにございませぬければ、本日をもつて總括的質問を一應終ります。では本日はこの程度で散會したいと思います。いかがですか。

〔異議なしと稱する者あり〕
正木委員長 それでは次會は二十九日、月曜午前十時とし、本日はこの程度で散會いたします。

鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
一、議案の要旨及び目的
本改正法律案は、鐵道營業法第三條に、鐵道運賃その他の運送條件を加重する場合に、その實施前一箇月以上公告をしなければならぬと規定されている點につい

て、私どももいたしましてはかように

にいたしたいと考へておるのであります。

この點につきましてはなほいろいろ事情もございまして困難があると思ひますが、一應御意見は拜聴していただきます。

皆さんにお諮りいたしますが、本法案の總論的な質問はこれで打切つて、次會から逐條審議にいらつたと思ひますが、いかがですか……。

ちよつと今の井谷氏の質問ですが、これについても一度お聞きしておきたいことは、こういうふうな地方の委員に業者がこの案で消えておるので、言いかえてみますと、消していか、置いていかという御判断に迷われたのじゃないかと思ふ。ここに運輸省内に兩論があるのじゃないかと思ひますが、今御返事によりまして、一名に限るといふ點も考慮したい。なおまた業者を入れるか入れないかという点についても再考したいというお話のように承つたのですが、そういうふうな承つてもいいのですか。

私どもの考へといひましては、一應ただいま申し上げましたように、この委員の數につきましても原案でやらしていただきたいと思ひます。また自動車運送事業者を委員から除外するといふ考へ方についても、都道府縣知事にお任せするといふ意味合において、これを除外することにしないうようにさせていたいただきたいと考へております。

いろいろ點が、これを政令の中に含めるといふことがどうかとい

て、例外規定を設け、緊急やむを得ないときには政令を以てその公告期間を最短七日まで短縮できることとし、經濟事情に即應して鐵道運賃の引上等を實施し得る途を拓こうとするものである。

二、議案の可決理由

現下の變轉極まりないわが國の經濟情勢に鑑み、公告期間を短縮できる途を拓くことは必要且つ適當であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十二年九月二十七日

運輸及び交通委員
委員長 正木 清

衆議院議長 松岡駒吉殿